小諸市公共下水道ストックマネジメント計画

小諸市建設水道部下水道課 策定 令和 3年 3月 改定 令和 年 月

小諸市公共下水道事業は、昭和58年度に全体計画を策定、昭和59年度に事業認可を取得し 今日に至っている。

当事業で運営する処理場は2施設あり、小諸浄化管理センター(標準活性汚泥法)は平成2年3月に供用開始、特定環境保全公共下水道事業の和田浄化センター(0D法)は、平成15年12月に供用開始している。管路においては、管渠延長約234Km、マンホールポンプ場80箇所のストックを有しており、次に示す基本方針で保全を行う。

ストックマネジメントの実施にあたっては、下水道施設のリスク評価を踏まえ、施設管理の 目標(アウトカム、アウトプット)及び長期的な改築事業のシナリオを設定し、点検・調査計 画及び修繕・改築計画を策定することとする。

また、これらの計画を実施し、結果を評価、見直しを行うとともに、施設情報を蓄積し、ストックマネジメントの精度向上を図っていく。

① ストックマネジメント実施の基本方針

【状態監視保全】…

機能発揮上、重要な施設であり、調査により劣化状況の把握が可能である施設を対象とする。

幹線管渠(腐食環境下、重要な幹線、緊急輸送路のいずれかに該当)でセメントコンクリート系管渠、マンホール、マンホール蓋

※状態監視保全とは、施設・設備の劣化状況や動作状況の確認を行い、その 状態に応じて対策を行う管理方法をいう。

【時間計画保全】…

機能発揮上、重要な施設であるが、劣化状況の把握が困難な施設を対象とする。(一定の機能を有しないマンホール蓋も対象とする

部品調達が困難な施設も対象とする

異状が緩やかに進む施設も対象とする)

※時間計画保全とは、施設・設備の特性に応じて予め定めた周期(目標耐用年数等)により対策を行う管理方法をいう。

【事後保全】…

機能上、特に重要でない施設を対象とする。

※事後保全とは、施設・設備の異状の兆候(機能低下等)や故障の発生後に対策を行う管理方法をいう。

② 施設の管理区分の設定

1) 状態監視保全施設

【管路施設】

施設名称	点検頻度	調査頻度	改築の判断基準	備考
管きよ※1 マンホール	5年に1回 ※3	10年に1回ま たは点検で異常 が発見された場 合	緊急度 I ※2 で 改築を実施	中央幹線、和田中央幹線 を対象
管きょ※1 マンホール	5年に1回 ※3	点検で異常が 発見された場合	緊急度 I ※2 で 改築を実施	重要な管路(重要な幹線、緊急輸送路)、他幹 線管きよ※3
管きよ※1 マンホール	5年に1回 ※3	点検で異常が 発見された場合	緊急度 I で 改築を実施	上記以外
管きよ※1 マンホール	5年に1回 (1年に 1回)※4	点検で異常が 発見された場合	緊急度 I ※2 で 改築を実施	腐食の恐れの大きい箇所 (特にセメントコンクリ ート管)

- ※1 中分類の「マンホール」には小分類「鉄蓋」が含まれている
- ※2 「緊急度Ⅰ」としているが、必要に応じて緊急度Ⅱ及び緊急度Ⅲ(腐食有)でも検討を行う
- ※3 会合マンホール・ポンプ突出先マンホールの点検で全体把握をし、調査対象範囲の抽出をする
- ※4 突出先マンホールの保守点検を1年に1回行う

【処理場・ポンプ場】※貯留施設等を含む

施設名称	点検・調査頻度	改築の判断基準	備考
沈砂池・スクリーンかす設備	保守点検は日常的に行う。 1回/10年の頻度で点検・調査を実施し、 修繕・改築の必要性を検討する。	健全度2以下のものを 改築対象とする。	
水処理設備	保守点検は日常的に行う。 1回/10年の頻度で点検・調査を実施し、 修繕・改築の必要性を検討する。	健全度2以下のものを 改築対象とする。	
汚泥処理設備	保守点検は日常的に行う。 1回/10年の頻度で点検・調査を実施し、 修繕・改築の必要性を検討する。	健全度2以下のものを 改築対象とする。	
付帯設備	保守点検は日常的に行う。 1回/10年の頻度で点検・調査を実施し、 修繕・改築の必要性を検討する。	健全度2以下のものを 改築対象とする。	
管理棟	保守点検は日常的に行う。 1回/10年の頻度で点検・調査を実施し、 修繕・改築の必要性を検討する。	健全度2以下のものを 改築対象とする。	
マンホールポン プ場 ポンプ設備	保守点検は日常的に行う。 1回/1年の頻度で点検・調査を実施し、 修繕・改築の必要性を検討する。	健全度2以下のものを 改築対象とする。	

2) 時間計画保全施設

【管路施設】

施設名称	目標耐用年数	備考
圧送管	概ね 50~75 年	全て
マンホール蓋	概ね 15~35 年	浮上防止機能が無い場合

【ポンプ場施設】

施設名称	目標耐用年数	備考
電気計装設備	概ね 7~30 年	出力 7.5kw 以上のマンホール ポンプ場

【処理場・ポンプ】

施設名称	目標耐用年数	備考
監視制御設備	標準耐用年数の 1.5 倍程度	
受変電設備	標準耐用年数の1.5倍程度	

3) 主要な施設の管理区分を事後保全とする場合の理由

【管きょ施設】 … 管きょ

事後保全対応に位置付けない。

【汚水・雨水ポンプ施設】 … ポンプ本体

出力 7.5kW 未満の調達がしやすいマンホールポンプ場の、ポンプ設備と電気計装設備は影響度が低いため事後保全とする

【水処理施設】… 送風機本体もしくは

機械式エアレーション装置

事後保全対応に位置付けない。

【汚泥処理施設】 … 汚泥脱水機

事後保全対応に位置付けない。

③ 改築実施計画

1) 計画期間

令和 3 年度(2021年度) ~ 令和 7 年度(2025年度)

2) 個別施設の改築計画

【管路施設】

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
処理区・排 水区の名称	合流・汚水・ 雨水の別	対象施設	布設年度	供用年数	対象延長 (m),(箇所)	概算費用 (百万円)	備考
小諸 処理区	汚水	管渠・ マンホール	Н3∼Н9	22~28	1, 009	225	① 腐食
和田処理区	汚水	管渠・マンホール	Н8	23	634	158	① 腐食
小諸他 1 処理区	汚水	マンホール	H12~H14	17~19	20 枚	8	機能陳腐化① 腐食
合計						391	

【処理場・ポンプ場施設】 ※貯留施設等を含む

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
処理場・ ポンプ 場等の名称	合流・汚水 ・雨水の別	対象施設	設置年度	供用年数	施設能力	概算費用 (百万円)	備考
浄化管理センター	汚水	監視制御設備	1989	30	_	14	
浄化管理センター	汚水	受変電設備	1989	30	ı	242	
浄化管理センター	汚水	沈砂し渣設備	1988	31	-	200	
浄化管理センター	汚水	最初沈殿池設備	1988	31	ı	227	
マンホール ポンプ場	汚水	汚水ポンプ本体	H5∼H16	15~26	5 箇所	54	
合計						737	

④ ストックマネジメントの導入によるコスト縮減

概ねのコスト縮減額	試算の対象時期
約 400 百万円/年 (管路+処理場)	概ね 100 年

備考)標準耐用年数で全てを改築した場合と比較して、健全度・緊急度等や目標耐用年数を基本として 改築を実施した場合のコスト縮減額。